

人権かながわ 2005

横浜公園
PHOTO 若林律夫

横浜弁護士会人権擁護委員会



● 目次 ●

人権活動雑感

横浜弁護士会会長 庄司道弘… 2

特集 憲法問題

◆思想良心の自由と靖国問題

東京大学大学院総合文化研究科教授 高橋哲哉… 3

◆「私たちは憲法を守らなければいけない」わけではない

人権擁護委員会 憲法改正問題検討部会 部会長 佐藤昌樹… 7

◆自民党改憲案は私たちをどこに導こうとしているのか

横浜弁護士会会員 小賀坂徹… 8

事件調査の意義と苦労を語る

横浜弁護士会人権擁護委員会 前委員長 石黒康仁… 11

医療過誤と人権を考える

医療と人権部会 前部会長 海野宏行… 15

2005年人権擁護委員会の活動と課題

横浜弁護士会人権擁護委員会 委員長 福田護… 17

人権活動雑感



横浜弁護士会会長

庄 司 道 弘



市役所の時計が午後4時を指すころ。「今日も誰も来なかったね」と言いながら、「お茶でもしますか」と声を掛け合います。

誰かが持ってきたお茶菓子を取り出しながら「人権相談日というのは何時もホントに暇だね」「あまり忙しいのもどういうものかとは思うけど」なんて会話が続きます。

「だけれども本当に人権侵害と思う事案で、なかなか無いね」「もっとも、人権相談日にこうして人権擁護委員2名が午後の3時間、市役所の部屋で待機しているなんてあんまり知られていないんだろうね」「たまに来る人がいても、ほとんどが、人権問題というより、カウンセラーみたいな話だしね」

「仕事を持っている身でこうして3時間時間をとられるのは本当に痛いんだよね」

「今日はこれから社会福祉協議会の集まりがあるんだけど、どこに行っても同じ顔がいるんだよね」「市内にはたくさん的人がいるから、みんなが少しずつ分担して役目を分け合えればいいのにね」「だって、あなたもほかに民生委員もしているでしょ」

「私は保護司もしているんですよ」「じゃあ1人4役。大変だ」「市の担当の人。こういうのは何とかなんないのでしょうかね」

(市の担当者)「いや、ボランティア頼りなので、なかなかやっていただける方がいないんですよ」

以上は、私が10年間続けてきた法務省嘱託の人権擁護委員会の人権相談日の普通の風景でした。

この人権擁護委員会は、人権思想の啓蒙啓発、人権侵害を受けた人々の相談活動、さらには人権被害救済と幅広いものが期待されていたはずのものです。

活動の始まりは、昭和21年と聞いているので、マッカーサー元帥が日本に進駐して程ない頃に既に始まったはずですし、当初はずいぶん活躍が期待されていた委員会ではないのでしょうか。

それまでお上として君臨していたお役人に対し

て、国民自らが国の主人公であり、自由、平等の権利を有していること、国民が政治に関与する権利があるということを現実のものにするために、こうした人権を阻害する者を常に監視する存在として位置づけられたはずだからです。

しかしながら、私が関与した10年間の人権相談の実態はとてもこうした理想からは遠い話となっているように思えます。

その理由の一つは、行政の相談が、一般の法律相談、女性問題の相談、子ども相談など多様な受け皿が出来ていることで、それらの範疇から除外されるものが、この窓口に来るということになっていることはあるのでしょうか。

しかし、一方、本来人権活動というものは、国家や、行政に対し、国民が、自由権、参政権、社会権などの権利を主張するものであり、制度が出来た当時と異なり、上から啓蒙宣伝されるような状況は、時代にそぐわないものになってきているように思えます。そうだとすると人権擁護活動がそもそも法務省の管轄の下で行うのが正しいのかという問題にすらなるともいえますが、少なくとも、国家や行政の側ではなく、在野の側から、人権の問題に取り組む意義は非常に大きいのではないかと思います。中でも、法律の専門家の集まりである弁護士会の役割はますます大きくなっていると感じます。

司法試験制度が変わり、弁護士の数が飛躍的に増えてゆく時代となり、弁護士1人1人が、人権感覚を磨いておくことがより一層求められている時代なのだと強く思います。

特集 憲法問題

思想良心の自由と靖国問題



東京大学大学院総合文化研究科教授

高橋 哲哉



初めに

私は、哲學を研究している立場から、靖国神社に関心を持って取り組んできました。

折りしも、自民党からは、憲法改正試案が出るなどしており、時の首相が、靖国神社に参拝することが、政治的にも、外交的にも、重要な問題となっています。

しかし、私たち日本人は、これまで、靖国神社について、驚くほどに、正しい情報を持っていないま

私は、拙著において、靖国神社が、日本人や、周辺のアジアの人々にとってどういう意味を持った存在なのか、そして、それをどう位置づけて行くべきかについて、一考察を述べさせていただきました。

今回、ご依頼をいただいた、この文章においては、憲法改正論議との関係で、靖国問題と思想良心の自由、政教分離との関係について、考えを述べてみようと思います。

1 靖国参拝アジア訴訟の大坂高裁判決

平成17年7月26日、大阪高等裁判所における靖国アジア訴訟、靖国参拝アジア訴訟といわれる訴訟の第二審判決が出ました。小泉首相による靖国参拝は、既に4回にわたって行われていていますが、その参拝に対して、全国で7つの訴訟が起こされました。そのうち福岡地裁で行われていた九州訴訟は、昨年の4月に違憲判断という内容を含んだ判決が出て、既に確定しています。残り6つの訴訟については、すべて一審判決が下り、最初の二審判決がこの大阪高裁判決だったのです。

大阪では靖国に関する訴訟が2つ提起されていまして、第1番目のものが、高裁で二審判決が出た「アジア訴訟」といわれるものです。この訴訟では、

韓国の遺族の方が原告にたくさん含まれております。もう1つの訴訟は、「台湾訴訟」と言われるものです。この訴訟では、高砂族といわれた台湾先住民族の人々が、日本による台湾統治下で高砂義勇隊として戦争に動員させられ、戦争被害に遭われたのですが、そういう人たちの遺族を始め、韓国、台湾、旧植民地の遺族が原告に含まれて、いわば東アジアの市民が連帯した形での訴訟という形になっています。

この間、大阪高裁で出ました「アジア訴訟」第二審判決は、極めてひどい内容です。残念ながら、原告の請求が棄却されただけではなく、その中身がたいへんお粗末なものと言わざるを得ないものです。一審判決では、小泉首相の参拝が公務性を有するというところまでは認めていました。公務性を有するのであれば、当然論理的には憲法20条第3項の政教分離原則に違反するというところまで踏み込むべきであったと思われるのですが、その憲法判断には踏み込まなかつたのが一審判決だったわけです。二審判決では、その公務性云々についても全く言及することなく、その前提として、原告たちの訴えは法的に保護されるような利益・権利というものを含んでいない、だからそもそも訴えの法的利益がない以上は憲法判断もする必要はないという理屈で原告の請求を全て棄却する、というものでした。当然違憲性の判断というのは示されなかつた訳です。

2 最高裁判所の理論

靖国アジア訴訟における原告の訴状の中で、山口県で1970年代に起こされました自衛官の合祀訴訟についての言及がありました。

この合祀訴訟について簡単に説明しますと、山口県のキリスト者である中谷康子さんの夫、孝文さんが、自衛官だったところ、交通事故でお亡く

なりました。康子さんは、キリスト教徒として夫の追悼を行おうとしていたのですが、いつの間にか、自衛隊において一方的に護国神社、山口県護国神社に孝文さんを合祀しようとしたのです。康子さんは反対しましたが、結局は合祀されてしまった。これに対して、康子さんが信教の自由の侵害を理由として訴えを起こされました。一審、二審とも康子さんの主張が認められたのですが、最高裁で敗訴となった裁判です。

この最高裁の判決の中身に信じられないような論理が含まれていました。つまり、最高裁の論理では、少数派である中谷さんの信教の自由というものは、日本の多数派の信教の自由に対して寛容でなければならない、ということになってしまったのです。信教の自由の保障、人権保障というものは、本来少数派の権利を保護するというところに最大の眼目があるのですが、最高裁は結果として、多数派の信教の自由に少数派は寛容でなければならない、この訴訟の場合は、自衛隊という国家の機関の行うことに対して寛容でなければならない、という趣旨の信じられない判断を下したのです。

大阪高裁アジア訴訟第二審判決の中身も、この最高裁判決に触れて、最高裁が述べていることは当然のことである、というような趣旨のものが含まれておりました。従って、今回訴えを起こしている原告たちが、小泉首相の参拝によって、自分たちの信教の自由やあるいは静謐に信仰を行う権利というものが侵害されたと主張していることは全くおかしいという論理になっています。

私は、現在の日本でもなお、思想・良心・信教の自由というものの意味が司法レベルにおいても全く理解されていない、同時にその信教の自由といわばコインの裏腹の関係にある政教分離が持っている意味も理解されていない、そういう実態をまたさまざまと見せつけられた気がしたわけです。

3 靖国参拝の問題点

そもそも問題の発端となっている靖国参拝ですが、今から20年前、1985年に当時の中曾根康弘首相が靖国神社への公式参拝というものを強行しました。それから20年近く経って、小泉首相が2001年から参拝を始めました。

現在靖国問題が非常な大きな政治的なイシューになっております。今年島根県が2月22日を「竹島

の日」の条例を制定したのをきっかけにして、教科書問題、あるいは戦後補償問題そしてこの靖国問題を通じて、日本の現在の歴史認識を問うという形で、一挙にノ・ムヒヨン政権による非常に厳しい対日批判が起きました。

そして4月に入ると、今度は中国の各主要都市でいわゆる「反日」デモというものが燃えあがります。私個人は、この「反日」デモの主たるスローガンは、日本の常任理事国入りに反対であるということであったと考えています。国連というのはかつての連合国である、United Nations である、それと戦って敗れた枢軸国の側は、少なくとも国連安保理常任理事国になるためには、歴史認識というものを確立し、戦争責任をきちっと果たしていかなければならない、それなのに現在の日本は小泉首相の参拝にみられるように、まったくその逆を行っている、というのが中国のいわゆる「反日」デモといわれるものの根底にあった批判、日本に対する批判ではないかと思うのです。

こういう状況の中で、韓国との関係でも、また中国との関係でも、靖国問題こそが実は問題の焦点になっています。靖国に参拝するということが、かつての日本の帝国主義的な侵略戦争、植民地支配による被害者の心情をいかに無視するものであるのかということを全く理解できていない。そしてまた、日本人として、かつての帝国と戦後の日本国というものの違いをはっきりさせるべく、帝国の遺産を清算すべきであったにもかかわらず、それが出来なかったというところに問題の所在があると思われるのです。

4 政教分離の意義

今の日本の中では、中国からの批判、韓国からの批判をとりあえずかわすにはどうしたらいいか、A級戦犯を分ければいいのではないかとか、国立追悼施設を作ればいいのではないかとか、そういう話にはばかりなっています。しかし私は、靖国問題の一番重要な問題は、やはり政教分離問題だと思うのです。何故かというと、そこに日本人として、かつての帝国と戦後の日本国との違いをどこにみるのかということが集中的に現れてくるからなのです。

かつての帝国は大日本帝国憲法というものがありました。その第1条には、「大日本帝国ハ万世一

系ノ天皇之ヲ統治ス」というふうに書いてあります。天皇が統治権者であった。主権者であった。帝国は、天皇の国、天皇のものだったわけです。その理由は、「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、すなわち天照大神の子孫である天皇、皇祖皇宗以来の、万世一系の天皇だからこそこの国は天皇のものなのだ、ということで、帝国憲法の第1条に国家神道、その神話が書き込まれていました。現人神信仰は30年代、40年代になってから強まったのであり、それ以前は普通の国だったという議論も最近出ていますが、私はそうは思いません。帝国憲法第3条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」というふうに書いてありました。ここにも、すでに憲法の中に、国家神道体制というのが組み込まれていたわけであり、このことを根拠にして、日本は天皇の国だと、だから国民はみんな天皇の赤子、子供であり、いざとなったら天皇、国家のために命を捧げなければならない、という思想に繋がっていたのです。その思想が、太平洋戦争の最後の段階では、1億玉碎してでも国体保持するのだ、などという信じられないところまで、国民の精神を追い込んでいったと思われるのでした。

だからこそ日本が終戦を迎える、その天皇主権の国家、天皇のものだった国を民のものにする、私たちのものにする、主権在民の国にするためには、その天皇主権の根拠であった万世一系の云々というこの国家神道を、解体する必要がありました。



国家と神道が結びついていたから国家神道というのであり、それゆえ国家と神道を切り離さなければいけなかった。つまり政教分離が必要だったということです。政教分離というのは、国家と特別な宗教が結びつくことを禁止することであり、国家と宗教の分離ということです。日本で政教分離が必要だったのは、国家神道を解体するため、国家と神道を切り離して、神道をキリスト教

や仏教と同じ1つの宗教として、他方国家の方は宗教的に中立な存在とするためだったわけです。そのことによってはじめて主権在民も成立するのであり、そのことを明確にしたものが日本国憲法体制の最も重要な原則の1つである政教分離なのです。

5 靖国神社の問題点

靖国神社はこのような意味でかつての帝国の思想的な支柱でした。帝国の遺産の1つです。本来、政教分離という意味では、戦後になり、靖国神社は純粹に1民間宗教法人として国家から切り離されるべきだったものが、実は切り離されずに今日まで来ている。そもそもA級戦犯は分祀されていません。また合祀に反対している遺族の要求、合祀を取り下げてほしいという遺族の要求、これらは日本人の要求でもあれば、旧植民地出身の兵士の遺族の要求でもあるのですが、このような要求を一切靖国は拒否してきている。何故かというと、合祀は天皇の意思によって行われたのであって、遺族の意思とはかかわりなく行われたのであるから、これを取り下げることは出来ない、と言っているわけです。その靖国神社には250万近くの戦死者が祀られている、合祀されている、これらは皆1つの魂になっている、だから1人たりともそこから取り外すことは出来ないという理屈なのです。これは要するに、天皇の意思、国家の意思に基づき、戦死者すべて1人残らず国のために死んだ者として祀るという論理なわけです。

私は靖国問題においてここのところが一番重要だと思っています。つまり、戦争で死んだ人は、軍人、軍属、あるいは軍に協力した準軍属として死んだ人すべて遺族の意思にかかわりなく、国家の意思によって、天皇の意思によって例外なく祀られてしまっている。遺族が望まなくても反対しても、それが許されないという状況こそ、根本的な思想・良心・信教の自由の侵害があるのであります。国家と本来切り離された、本来1民間宗教法人に過ぎないはずの靖国神社が未だにこのような曖昧な癒着関係を国家と結んでいる。このことは日の丸・君が代問題でもまったく同じですが、この点こそが靖国問題の一番の問題点と考えています。

戦後日本における帝国の遺産、まず何と言ってもこれは象徴天皇制だと思います。天皇が、天皇

制が残った。ただし、象徴天皇制として。もう1つが靖国神社あるいは護国神社のシステムです。これも残った。ただし、国家の機関ではなく一民間宗教法人として。これらの帝国の遺産が残っている。それでもう一つの遺産が日の丸・君が代であり、これも今日まで曖昧な形で存続してきたと私は考えています。したがって、靖国問題を根本的に考えるためには、やはり日本の歴史、単に戦後の歴史だけではなく、帝国の歴史、明治以来この国の歴史を考える必要があるのではないかと考えざるを得ないです。

6 心の自由を手に入れるために

政治的自由、思想・良心・信教の自由、これらは人間の自由の中でも最も基本的なものであろうと思います。現在この国では日本国憲法や教育基本法改正に向けての動きが非常に切迫しておきます。そういう中で憲法に規定されている思想・良心・信教の自由まで、単に空洞化させるだけでなく、明文的にこれを変えようという動きさえ存在するわけです。

自民党が昨年の6月に出した憲法改正のための論点整理、11月に出した憲法改正草案の大綱、今年の4月に出した憲法起草委員会小委員会の要綱を見ますと、一貫して政教分離原則に変更を加えようとしています。靖国神社への首相や天皇の参拝を公権化し、自衛隊の幹部などが参加して行われている地方の護国神社などの儀式を全部公権化する、そのための政教分離の改正案すら今や出てきています。

他方現在、憲法改正をめぐり、憲法9条に反対する運動というのが全国各地に広まっています。私は、戦後の護憲運動などを見ますと、これまで余りにも9条だけに集中してきたために、逆に9条を空洞化させることを許してしまったのではないかと思っています。そもそも9条を今日まで、今日の状況に至るまで空洞化されてきたのは、ほとんど天皇制が残り、そしてかつての帝国の権力についていた人々が復権して、そしていわゆる保守政権がずっと戦後日本を統治してきた、そのことに原因を求めるを得ないわけです。つまり、憲法1条の天皇制、あるいは憲法20条が禁止している国家神道というものが、戦後清算されてこなかったため、憲法9条が空洞化されてきたという面がある

わけです。ですから9条だけを守ろうとしても、そもそも9条を守れることができない。帝国の遺産である靖国問題、日の丸・君が代問題、そして行き着くところが天皇制というものを、単に頭の中だけではなくて私たちの生活の現場、教育の現場、地域の現場、生活の現場の中から問うていく作業をしなくてはならないと思うのです。

戦後60年も経っているので、めまいがしそうな非常に巨大な問題ですが、しかしこの作業をしなければ、いつまでも変わらない。むしろ悪くなっていくと思います。

こういう動きは、全体としてみると、天皇を神と崇める神道という宗教を国家の中で特別扱いする方向のように思えます。日の丸や君が代が、あえて教育現場で強制されつつある状況、作る会の教科書を採択させようという地方議会の議決なども同じ方向でしょう。

憲法9条を変えて、軍隊を憲法の中に明確に位置づけようとする動きも含めて、政府、自民党が目指しているのは、帝国の遺産をきちんと清算しない、そのような方向性について、国民がそれを疑問なく受け入れるような思想を植え付けようということなのだろうと理解すべきでしょう。

私たちが未来を考える上で、心が自由であるということはとても大切なことです。

ただ、抽象的にそれを言っても意味のないことでもあります。最初はどんなに少数であっても、それにめげることなく、1人1人が帝国の遺産に向き合い、日々の生活の中で問い合わせていく、そういう取り組みを通して本当にこの国に思想・良心・信教の自由というものを根付かせていく。そういう不断の努力によって初めて、私たちは本当に自由な心を手に入れることができると思っているわけです。

高橋哲哉氏●プロフィール

たかはし・てつや

1956年生まれ。東京大学大学院総合文化研究科教授。哲学者。

20世紀のヨーロッパ哲学を研究しながら、戦争責任や歴史認識の問題に積極的に発言し、問題提起をされている。

主な著書は『靖国問題』、『戦争責任論』、『歴史認識論争』、『デリダー脱構築』など多数。

特集 憲法問題

「私たちは憲法を守らなければいけない」わけではない

人権擁護委員会 憲法改正問題検討部会 部会長

佐藤昌樹



「和をもって尊しとなし…」日本史の最初の方で習うからか、憲法というと聖徳太子の十七条憲法を、まず想起する人がいるかもしれない（いなさいか）。しかし、少なくとも近代以降の国家における「憲法」と、十七条憲法の「憲法」は全然違う。

憲法も法律である。でも、ただの法律ではない、最高法規である。でも、「最高」ってなんだろう。「サイコーにかっこいい」の「最高」ではない。「憲法に反する法律は効力を有しない」という意味で「最高」なので、憲法は、それ以外の法律とレベルが違うのだ。そういう意味で「ただの法律」とは、ちょっとではなくかなり違う。第一、その決め方・改正の仕方も全然違う。普通の法律は国会の多数決で決められるけど、憲法を改正するのはそんな簡単ではない（日本国憲法だけではなく、普通どの国の憲法も、改正は難しい）。

つまり憲法とは何か、どういう法律なのか。難しい言葉で「国家の諸機関に関する規律」と「國家権力と国民の関係に関する規律」ということも言われるが、いやしくも近代国家の憲法ということだと、実質的にもうちょっと意味がある。一番かっこいい表現がフランス革命のときの人権宣言16条。「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法を持たない」！

そう、近代国家の憲法は、まず、一方に個人を、他方に国家を対置させ、個人の自由を国家権力が侵してはならないと規定するところから始まる。ホップス、ロック、ルソーというビッグ・ネームに心当たりのある方はおわかりだろうが、18世紀後半に彼らの立てた理論が近代国家の憲法のベースになっているのだ。個人はもともと自由に振る舞える、しかし市民社会を営むうえで皆が好き勝手にやってはうまくないので、国家というものを作つてそこに権力を集中させる、そこで個人はその国家と契約を結び、国家にしてはいけないことをはっきりさせておく。この「国家権力がしては

いけないこと」が、国民の「権利」であり「自由」と呼ばれるものになるのであり、そのカタログが憲法に記してあるのだ。憲法上国民の権利として掲げられているものについては、何よりも国家が、その権利を侵害してはいけないということなのだ(ついでに。「憲法のおかげで国民が権利ばかり主張し義務を果たさない」という言い方をする人もいるけど、この言い方は、少なくとも法的には正しくない。権利と義務は一つのことの表裏というか、「国民が国に対してAという権利を持つ」ということを、逆に義務者たる国側から見て「国は国民に対してAという義務を負う」という使い方が本来のものなので、権利と義務は別にパートナーの関係にあるわけではないのです)。

繰り返す。憲法を守らなければいけないのは、国民ではなく、国家、なのだ。国会も憲法を守らなければいけないから、憲法に反する法律を作ることができない。国家を縛るものだから、例えば国会の多数決で変えちゃおうとか、そんなに簡単に改正されてしまうことにはなるのだ。憲法で定める「権力の分立」、一般には三権分立になっているが、何故三権分立するのか、そもそも国家権力が国民の権利を侵害しないよう、権力を分けて相互に監視させようとしたからにほかならない。

こうした議論は、別に特殊な政治志向に基づくものではない。「近代国家の…」と何度も言っているように、少なくともここ200年以上の間の世界の常識である（いや、ホントに）。ところがどういうわけか、今の日本では、必ずしもそんなに常識ではないのかもしれない。いわゆる護憲派の人さえ、「私たちは憲法を守らなければいけないです」と言ったりして、それが現行憲法を維持するという意味だけではなく、例えばお互いの権利を尊重しましょう的な意味で使われたりする。それは確かに道徳的に大切なことだけれど、憲法本来の問

題ではない。憲法は無闇に私人間に立ち入ったりしないのだ。ましてや、憲法の中で国家が国民に義務を課そうとかいう改憲議論が出ると、おいおいおじさん、それは本気かよ、と呆気にとられてしまう。9条を含む憲法改正を主張する立場として著名なある憲法学者も、そんな今の改憲論議に対しては「今の政治家は、明治時代の伊藤博文ほどにも近代憲法をわかっていない」と怒っているという話もあるくらい、憲法の本質からはずれた議論が行われちゃったりしているのである。

ただ、そんな兆候は前からあったように思う。例えば「義務教育」という言葉。これは当然「子どもに教育を受けさせる親の義務」ということであって、子どもの教育を受ける権利の裏返しなのだが、「子どもは学校に行く義務がある」と誤解している人が（たぶん、まだたくさん）いる。学校にいいやいや行かされたという実体験からなのかもしねりないが、子どもが権利者だというより、子ど

もに義務を課す、という方がしっくりくる人が多いということなのか。あるいは例えば「法治国家」という言葉。これも本来は、國のやることは（政治家や官僚の裁量・恣意によることなく）法律で決めましょう=國家を法律で規制しましょうという意味なのに、例えばワイドショーのレポーターが「こんな非道な行いが行われたのに、いまだ犯人が捕まらず野放しになっています。これで法治国家と言えるでしょうか」なんて、やっぱり國民（犯罪者だけど）の行為を規制する使い方になったりする。日本人はお上意識が強いなどという俗説に与したくはないが、國が國民に対して義務を負うというより、國が國民に義務を課すという方が、どうもなじみやすいのかなあ。

だから、しつこいけれどもう一回言わせてほしい。憲法を守らなければいけないのは、まず第一に國家なのだ。私たち國民は、憲法を守るのではなく、國家に憲法を守らせるのだ。

特集 憲法問題

自民党改憲案は私たちをどこに導こうとしているのか



横浜弁護士会会員

小賀坂 徹



1 はじめに

政権与党である自由民主党は、本年（2005年）11月の結党50周年を迎えるにあたって、改憲案を発表することを公言しています。マスコミも、先の総選挙で自民党が圧勝したことを踏まえて、今後、改憲論議がますます活発になっていくと予測しています。

本稿では、これまで既に自民党から公表されている「憲法改正のポイント」「新憲法起草委員会・要項 第1次素案（以下『第1次素案』という）」「新憲法第1次案（第1次素案を条文化したものー以下『第1次案』という）」をもとにして、自民党の改憲案の概略とポイントを明らかにしていきたいと思います。

なお、最初にお断りしておきますが、私は憲法

の研究者でもありませんし、特別に憲法についての造詣が深い法律家でもありませんので、理解不足や認識の不十分さが大いにあり得ると思いますので、その点はご容赦願いたいと思います。

2 改憲の動機

自民党案に限らず、これまで少なくない改憲案が各方面から発表されていますが、それらの中核は、憲法9条を改訂することにあることは間違ひありません。現在の改憲案の中心は、憲法9条の改訂であり、それに触れていないものは皆無であるといっていいと思います。しかし、改憲の理由はそれだけではなく、それ以外にも様々な説明がなされています。

自民党の「憲法改正のポイント」でも、憲法9条

の問題と並列して「新しい時代に即した『新しい人権を』」「現実に即した憲法の規定に」などの記載があります。ですから、必ずしも憲法9条を改訂することだけが、改憲の理由とは説明されていません。また自民党に限らず、改憲論者からは「新しい人権」「現実に即した憲法」ということは多く耳にすることがらです。

これらのうち、まず「現実に即した憲法」ということを考えてみましょう。この文脈で憲法9条の改訂が語られることが多いのはご承知のとおりです。しかし、そもそも憲法は国民が国家権力に対して、守るべき責務を約束させたものですから、憲法と現実が乖離した場合、国家権力は現実を憲法の理念に即したものにする責務を負っているのです。例えば憲法14条に「法の下の平等」という規定があり、国民は人種、信条、性別などによって差別されないと定められています。しかし現実の社会に差別は皆無かといえば、残念ながらそうではありません。このときに、現実に差別があるのだから平等規定は現実に即していない、だからそれを変えた方がいいという議論になるでしょうか。現実と理念が異なっているから、もはや理念が時代遅れだということになるのでしょうか。ここで大事なのは、憲法の理念と現実とにズレが生じていることそのものではなく、その理念が誤っているのかどうかという検証です。その検証抜きに、ただ「現実に即した憲法に」というのは、いかにも短絡的で説得力に欠けます。

「新しい人権」というのも耳ざわりのいい言葉です。この典型は環境権やプライバシー権などです。しかし、環境権についていえば、比較的最近である1993年に制定された環境基本法には環境権という言葉は登場しません。この時、法律に環境権という権利を明示することに頑強に抵抗したのは、政府自民党でした。プライバシー権についても、住基ネットの時に、あれだけプライバシー保護に欠けるのではないかという議論があったにもかかわらず強行したのは政府自民党だったはずです。ですから、突然今になって「新しい人権」などといわれても、本気で環境権やプライバシー権を保護しようとする気でいるのか極めて疑わしく、単なる本質を覆い隠すための口実ではないかと私などは思ってしまいます。

こう考えていくと、やはり改憲の中心的な動機が憲法9条の改訂にあることは間違いないと思います。

そこで次に自民党案は9条をどのように改訂しようとしているか見ていくことにします。しかし、後に述べるように自民党案は決して9条改訂に特化したものではありません。さらにそれについても検証していくことにします。

3 憲法9条の改訂

「私たちの目指す9条の改正は、まず自衛隊を軍隊として位置づけることです。次に集団的自衛権の行使も可能となるようにする必要があります」(憲法改正のポイント)。「自衛のために自衛軍を保持する。自衛軍は、国際の平和と安全に寄与することができる」(第1次素案)「自衛軍は・・・国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動並びに我が国の基本的な公共の維持のための活動を行うことができる」(第1次案)

このように自民党の憲法9条の改訂案は、憲法改正のポイントにはっきりと述べられているように、自衛隊を軍隊として位置づけるだけでなく集団的自衛権の行使を可能とすることにあります。第1次素案等では集団的自衛権という言葉は出てきませんが、「国際の平和と安全に寄与する」という表現の中に当然にそれが含まれていると読むべきでしょう。集団的自衛権というのは、我が国が直接の武力攻撃を受けていなくとも、同盟国などが攻撃を受けた場合に、その敵国に対して参戦することです。したがって、現在の憲法9条がかかげた戦争放棄、戦力の不保持という理念の180度の転換を意味します。言い方を変えれば、非軍事による平和の実現という理念から、軍事力による平和という考え方への転換ということです。この考えは戦争を行うことを当然に想定した考えですから、「軍事に関する裁判を行うため・・・軍事裁判所を設置する」(第1次案)ことが必要となります。

残念ながら集団的自衛権の行使の是非について、ここで詳しく論じる余裕はありませんが、先程述べた180度の転換が「日米関係が大事」とか「現実的対処」とかという次元だけでなく、日本と世界の平和に資するのかどうかという観点から真剣に議論され判断されなければならないと思います。私は、そのことを具体的に考える最も有効なテキストはイラク戦争（侵略）の現実だと思っています。

4 前文について

改正によって前文に盛り込むべき要素として次の指摘が目をひきます。「我々は多元的な価値を認め、和の精神をもって国の繁栄をはかり、国民統合の象徴たる天皇とともに歴史を刻んできたこと」「日本国民が先の大戦など幾多の試練、苦難を克服し、力強く国を発展させてきたこと」「我々は自由、民主主義、人権、平和を基本とする国を愛し、その独立を堅持する」(いずれも第1次素案)

「和の精神」などというものを憲法に記載するのかどうかはおくとしても「我々は・・天皇とともに歴史を刻んできた」というのは明らかに事実に反します。それと密接に関わりますが、先の大戦を単なる試練や苦難としてのみ評価していることにも驚きます。ここには絶対主義的天皇制の下で侵略戦争にひた走った戦前の歴史に対する反省は微塵もありません。小泉首相の靖国参拝問題がアジア諸国との間で大きな摩擦を生んでいることと共通する問題です。現在の憲法前文が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」していることと比べると、これも180度の転換といっていいでしょう。愛国心もさりげなく盛り込まれていますしね。

5 国民の権利及び義務

「個人の権利には義務が伴い、自由には責任が当然伴うことを言及する」「(公共の福祉の概念は)個人の権利を相互に調整する概念として、または生活共同体として国家の安全と社会秩序を維持する概念として明確に記述する」(第1次素案)。「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利行使する責務を負う」(第1次案)。

先程、憲法は国民が国家権力に対して、守るべき責務を約束させたものといいましたが、ここに至ってはそれが逆転し、自民党案は、どうも憲法を国家が国民に責務を課すものにしようとしているようです。こうなると自民党の改憲案は近代憲法と

いえる代物ではないといえるのではないでしょか。そして第1次素案では、「家族等を保護する責務など追加すべき新しい責務」が「更に議論すべき項目」とされていますので、一層その思いが強くなります。なお、第1次素案では、先に述べた環境権などの新しい人権については「更に議論すべき項目」に追いやられており、第1次案には何の記述もありません。新しい人権と呼ばれるものを本気で保護しようとしているとは思えないという先の指摘が証明された気がします。

6 憲法改正手続

現行憲法では各議院の総議員の3分の2以上の賛成で憲法改正の発議をするとなっているのを、各議院の総議員の過半数でいいとして、そのハードルを下げています(第1次素案、第1次案)。

7 小括

改憲案の中心は憲法9条の改訂にあると述べましたし、それはそのとおりだと思いますが、このように見えてくると自民党的改憲案は、それにとどまらず憲法の性格そのものを変更してしまうものだといえます。立憲主義を否定しようとしているもの、すなわち私たちが憲法によって国家権力をコントロールする(これが近代憲法そのものです)のではなく、国家権力によって私たちがコントロールされる仕組みを作りあげようとする指向を強くもったものだと思います。さて、皆さんはどう考へるでしょうか。



富士山

事件調査の意義と苦労を語る



横浜弁護士会人権擁護委員会 前委員長

石 黒 康 仁

インタビュアー 折本 和司



人権救済申立制度とは

折本（以下O）

人権擁護委員会の前委員長であり、また長く人権擁護委員を続けてこられた石黒会員に、弁護士会における人権救済申し立てとその調査のことを色々とおうかがいしたいと思います。よろしくお願ひします。

石黒（以下I）

最初からちょっと横道ですけど、横浜弁護士会は、1880年に設立されてるんです。

それで、実は、今私は、125周年企画で、過去の資料に当たっています。で、色々調べてあるうちに、最近知ったことなのですが、横浜弁護士会には人権擁護委員会という委員会が昭和37年まではなかったんです。

O そうなんですか。てっきり最初からあると思ってました。

I でしょ。私もそう思ってました。大先輩でもうお亡くなりになつたけど、山内忠吉先生の本を読んだら、「その当時、日弁連にはあった。で、単位会にも作ろうという運動の中で、横浜弁護士会にも会則を改正して出来た」ということなんだそうです。

O 意外ですね。

I 弁護士法1条にありますからね。それまでは、人権擁護は、個々の弁護士の使命で、会の使命ではなかつたのかなあ。なんて思ったんですが。

O でも、今は、弁護士会の活動の中でも、重要なものですよね。

I 先輩の委員の方々による積み重ねですね。

O ところで、先生は、いつから人権擁護委員ですか。

I 昭和60年からですね。木村和夫委員長のときでした。

O もう20年ですか。ところで、知らない人のために、人権救済申し立ての制度のことを簡単にご説明ください。

I そうですね。簡単に言えば、一般市民の方が、人権を侵害されたということで、弁護士会にその救済を求めるとき、人権擁護委員会で、事件委員会というものをあって、そこで調査を行い、その結果、人権侵害があったと認定できれば、警告、勧告などの通告をし、改善を求めるなどの対処をしてゆくという制度です。

O 補足ですが、申立に費用はかかるないです。

I そうですね。あと、事件委員会は、基本的には人権擁護委員会の委員によって構成し、事件の種類によって、他の委員会や、個々の会員に嘱託ということで加わってもらうこともあります。たとえば、学校などにおける人権救済申し立て事件では、子どもの権利委員会から加わってもらうこともあります。

O ちなみに、委員の費用はどうですか。

I 会則では会による費用支弁の規定がありますが、実際のところは無償奉仕です。

O 時々哀しくなりますが（笑）。

弁護士会による救済制度の意義

O ほかにも色々な人権救済機関がありますが、たとえば、法務局とか、今はさらに専門的な機関も増えてきていますが、それとの違いはどうですか。

I やはり在野であることでしょう。

公的な権力の乱用による人権侵害に対応できるのは、弁護士会であると自負しています。

ただ現状でその果たすべき役割に十分応えられているかというと反省もありますが。

- そのことはあとで聞くとして、ほかにも、弁護士会が、人権救済申し立て事件に取り組む意義はありますか？

- | やはり、弁護士会が、そういう活動に積極的に取り組むことが、市民の信頼につながっているはずです。

個々の弁護士は、やはり自営業務をこなすことで事務所を維持していかなくてはならないし、自営業務そのものは必ずしもストレートに人権擁護ということに結びつかない。また、これは、自治組織である弁護士会の自浄能力の問題でもあるけれど、弁護士による不祥事も後を絶たない。

でも、弁護士会が、人権救済に積極的に取り組んでいるということが、弁護士会、ひいては弁護士という職業に対する信頼にどこかでつながっていると思うのです。

- それは確かに大切なことですね。

- | それと弁護士自身にとっても、弁護士会の人権活動に関わるということは、弁護士の社会的使命を再認識する機会になりますね。実際に見ても人権調査し、その結果について委員会で議論していく中で、心構えが変わってくるということもあります。

- 確かに、関わってみると、このようなことを手弁当で一生懸命やっていることによって、ある種充たされるとことがありますね。ところで、申立件数はどうですか。

- | 多いですね。私がやってたころ、4年前ころだと年間で20件前後、今はほぼ50件ですから。

- ずいぶんと増えましたね。

- | やはり、刑務所・拘置所、警察関係ですね。特に増えたのは名古屋刑務所の看守による皮手錠などの事件が明るみに出てからですが、全体としてその後も増加傾向にあります。

- 内訳的にはどういう事件が多いですか。

- | これも、刑務所関係ですね。個人の自由や権利の制約の場ということで一番わかりやすいし、人権侵害が起こりやすい。また被拘禁者が権利侵害について大変ナーバスになっていることもあるでしょう。

ほかには、障害者施設での処遇の問題もあるけど、申立としては減ったという印象です。

- 改善されているという印象ですか。

- | というより、施設内での人権侵害というの



は、なかなか表に出にくいということもあるようです。預かってもらっているという意識の家族や本人からの申立ては難しいですし、かといって、職員からの内部告発も勇気の要ることじゃないでしょうか。あと、さっき触れたけど、ほかに権利擁護機関が別にできたというのもあるでしょう。たとえば、私は、神奈川県福祉サービス運営適正化委員会の中の苦情解決委員会の委員長をやっています。

- 長い肩書きですね（笑）。

- | 県の社会福祉協議会の中の組織なんだけど、福祉サービスに対する苦情申立を受けて調査して、斡旋や県知事通告というのが出来る。

事件調査の方法と問題点

- ところで、具体的には、事件委員会の調査というのはどういうことをやりますか。

- | まず、申立の際に送られてきた書面から、人権侵害といえるような内容か否かを検討することから始まります。

- およそ人権侵害といえないようなものは、結構あるんですか。

- | これは、私たちの人権感覚が試されているような面もありますが、そもそも、人権侵害にあたらないような申立も正直少なくないですね。

でも、その判断には、経験というのもあります、常識的な感覚が大切なんです。

およそ意味不明な申立もあります。できるだけ、意味を見出そうとはしますけど。意味不明でも、とりようによつてはということ

もありますし。申立人に補足を求めたりして。

それと、内容的には人権侵害的な要素はあるかもしれないけれど、弁護士会の手続で救済を求めることがふさわしくないような申立もあります。

○ どんなケースですか。

| たとえば、明らかに事件の代理人を求めているようなケースは、制度趣旨から離れてしまうのでお断りすることになります。あくまで中立公平な第三者ということで、調査を行っていますからね。

○ そういう距離の取り方は、調査結果に対する信頼という意味でも大事ですね。

ところで、調査に携わる上での苦労というとどういうことがありますか。

| これは、いうと何ですが、色々あります。

まず、一番辛いのは、強制的な調査権限がないということですね。

たとえば、警察官や刑務所の看守などによる人権侵害なんかの申立の場合、まず担当警察官などからは直接事情を聞かせてくれない。非常にガードが固いわけです。

隔靴搔痒というか、もどかしいですね。

○ そういう非協力的な対応をすること自体から、人権侵害を認定するなんていうことはあるんですか。

| 人権救済という事柄の性質上、裁判における心証形成とは違うわけで、協力しないことをとらえて申立人に有利に認定をしてゆくということも、ケースバイケースではあっていいとは思います。ただ、申立の内容や、本人からの聞き取り、さらには、他の目撃証言、カルテなどの客観的な書証があるかなど、総合的な判断であることは当然ですが・・・。

○ なるほど。あとで、理事者、常議員会など色々チェック入りますしね。

| そうそう、これがなかなか大変なんです。時々後ろから弾飛んできますから(笑)。

○ ところで、さきほど、果

たすべき役割に十分答えられているかどうかということについて、何かおっしゃりたい様子でしたが。

| そこは色々あります。さきほど言った、強制調査権限がないことによって、真相に十分迫れないで終わることが少なくないということもその1つですが、あと、やはり、警察、刑務所関係が申立の多くを占めるために、その処理に追われて、力を入れて取り組むべき申立事件に十分力を割けなくなっているとか、委員のテンションが下がってしまうということですね。

○ 警察、刑務所関係は、侵害が起こりやすいし、ほかに頼ることが出来ないということであれば、弁護士会が取り組むしかないですね。

| もちろん、警察、刑務所関係は、きちんと取り組まないといけないんですが、たとえば、処遇のことで言えば、医師による治療を受けさせるのが、遅すぎるとかそういうことについては、個々の人権救済で、チームごとに調査するというよりは、刑務所の医療体制といった全体的な処遇の問題として、委員会として刑務所と協議するとか、従来の処理とは違う工夫するほうが、解決方法としてもいいということもありますね。

○ チームを構成する側としても、そのほうがありがたいですね。
ほかには何かありますか。

| これは、扱い件数が多くなったことと関係



する面もありますが、調査に 時間がかかってしまうことが少なからずあります。

- 私にも経験のことなので、心して聞かないといけないですが、どうすればよいですか。
- | まず、何より、個々の委員に、しっかり自覚を持ってもらうことです。それと、事件の処理手順をしっかり決めて、常に事件の処理状況をチェックするやり方を確立することですね。

今後の制度と運営のあり方

- 具体的な試みはありますか。
- | これまで、事件処理マニュアルを作成してきましたが、これが完成しました。
- 私もちゃんとやります。ほかに、調査のことで、試みておられることはありますか。
- | 今、福田委員長のもとで新人会員に、ぜひ人権調査を担当してもらえるよう働きかけています。
- それはどういう意味がありますか。
- | 若い会員が、日常業務で経験できないような、弁護士会活動のいわば中核的な活動を早いうちに経験してもらうのは、非常に意味がある。

人権委員会でも、現在は、若手の人たちが、非常に充実した活動をしているけど、早くからそういうことに関わってゆくことは大切でしょう。

- 最後に、人権調査に関わる上で、矜持というか、心がけていることはありますか。
- | そうですね。七沢療育園での人権侵害の件で、岡村三穂委員長のときに、調査結果を相手方に直接伝えに行きましたら、相手方が真摯に受け止める姿勢があつて。

そのことがとても嬉しかったのですが、その事件の場合、先に調査できちゃんと現地を見てるんです。そしたら、あとで、結果を伝えに行ったときには、弁護士会の意見をふま

えて、ついたてを高くしたとか、オムツ支援の場所を設けたとか具体的な成果が目に見えました。

やはり、現場に行くというか、労を惜しまないことと、きちんと相手方に伝えるということをまめにやる、そういうことが大事ですね。なかなか難しいですけど。

それと、木村和夫先生が、おっしゃっていたんだけど、確か、小田原警察署での事件のときかな、「人権擁護委員会というのは、時の弁護士会の会長を告発するくらいの強い権限を持っている。時には、会長にもきっちり意見を言う、そういう気概がないといかん」というようなことでした。

それは今も心に刻んでますね。別に人権活動だけじゃないですが、上におもねらないということですね。

とにかく、県民・市民の期待にこたえる、そういう活動をしないといけないです。

- きれいにまとめていただき、どうもありがとうございました。



静岡 御殿場

医療過誤と人権を考える



医療と人権部会 前部会長

海野 宏行



1 医療と人権

医療について人権の問題を考えるとき、近時真っ先に浮かぶのは、いわゆる医療過誤の問題でしょう。神奈川県内だけでも、ある大学病院の患者取り違え事件、別の大学病院において続いて起こった内視鏡の事件、脳血管医療センターによる内視鏡下穿頭血腫除去の事件等々、まだ記憶に新しいところです。そして全国的にみれば、それこそ毎日のように医療事故の事件が報道されています。

そこでは、私たちの最低限度の願いである健康な日々を送っていきたいという思い、傷病からは立ち直っていきたいという権利を侵害されるのみならず、その前提として、自分の生き方につながる「自己決定権」、即ち、傷病の場合、自分で治療方法等を納得の上で承諾したり選択していくという権利をも侵害され、最悪の場合には、医療上の過誤で人権の享有主体である人間の「生命」まで奪われるという実態があります。

2 普段の生活の中で

普段の生活の中でまず自分自身でできることは、疾病についての正しい知識を身につけ健康な規則正しい生活を送ることでしょう。しかし、例えば、我が国において年間の全死亡者のうちの3人に1人が癌で死亡するという現実、20歳以上の糖尿病患者は約740万人、その予備軍は約880万人に上るといわれていること（厚労省の02年の調査）、高血圧と推定されている人は約3500万人に上る、这样一个深刻な事態を考えると、医療機関の利用なくして過ごすことは難しいといえます。

3 入・通院、療養の途上で

さて、このように、私たちが医療機関を利用す

ることになったとき、どのように私たちの「権利」を守ったらよいのでしょうか。

確かに、医療の現場でも医療事故を減らすべく、様々な努力を行っているでしょう。が、医療という専門家による高度なことがらといえども人間の行うことですから、そこにはミスが生じえます。昔のように「全てを先生にお任せします」ということでは、質の良い医療を受けることは困難です。そこで、自らの治療について「自己決定権」を持つこと、すなわち自分のことは自分で決めていくという姿勢が大切になってきます。

入・通院するようになってからでも遅くはありません。まず、その傷病について自分で調べてみましょう。特にインターネットの活用をお勧めします。まず、大学医学部のホームページ、国立がんセンターのホームページなどを見てみましょう。もちろん、ご自分が入院している病院の情報も必ず調べておきましょう。

こうやって調べていくことは、場合によっては、辛い現実・将来と向き合うことになるかもしれないのですが、「自己決定権」の考え方からすれば、乗り越えなければならない第一歩なのです。

こうして自分で、自分の病気について調べていくと、医師の説明がよく分かるようになりますし、様々な検査の必要性と内容、その数値の上昇・下降の持つ意味が分かるようになります。そうすれば、疾病と戦っている自分の姿が明確に意識され、前向きな気持ちも出てくることでしょう。

幸い、神奈川県内の9つの県立病院では、去年の7月からセカンドオピニオンの受付を制度化しています。主治医の紹介状が必要ですが、よりよい治療法を探す等に利用ができます（この制度を利用されたい方は、各県立病院に電話して、必要な資料などを確認の上、必ず予約を取って下さい）。

4 例え手術の前に

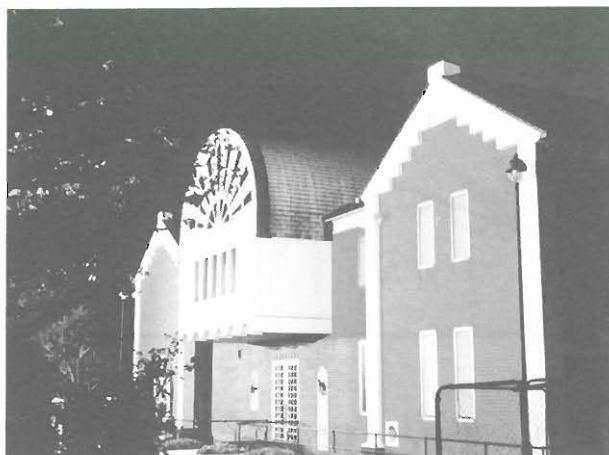
投薬治療等では手に負えないときや間に合わないときは、いよいよ「手術」ということになることがあります。ここで大切なのは、それまでに蓄えた知識を総動員して、手術について説明してくれる医師の話を良く聞くことです。少しでも分からないう�あつたら、質問をためらってはいけません。インフォームドコンセントは医療関係者のためにあるのではありません。「自己決定権」を持つ患者さん自身のためにあるのです。遠慮せず、その手術一般のリスクの程度、成功率、術者の確認（説明をしてくれる医師が執刀医とはかぎりません）、術者の経験等の症例数とその成功率、予想される合併症とその対策、予想される後遺症、専門の麻酔科医はついてくれるのか否か（麻酔科の医師は、単に患者さんに麻酔をかけるだけが仕事ではありません。術中の患者さんのバイタルサイン等に常に目を光らせ、場合によっては、外科医に必要なアドバイスをすることもあります）、等々、十分に納得してから、その後で手術の説明・承諾書に署名するようにしてください。

5 過誤性が疑われるとき

不幸にして、医療過誤が疑われる結果が生じた場合です。難しいことですが、出来る限り感情的になる気持ちは抑えて、医師の説明を聞きましょう。そのときは、患者さん側は出来る限り複数で聞くことにして、例えば、ひとりの方が主に医師との会話をし、そのほかの方は、分担して出来るだけ詳細にメモを取りましょう。医師が専門用語ばかりを使い、意味がよく分からないときは、遠慮無く一般人に分かる易しい言葉で説明して貰い、場合によっては、文献をコピーしてもらったり、医師に図を書いて貰ったりしてとにかく、詳しく話を聞きましょう。

大変つらいことですが、死亡事件の場合は「解剖」も考えてみましょう（私が、担当しているある事件では、遺族の方が警察に解剖を要請されました。その結果、監察医による詳細な死体検案書が作成され、当該病院の死亡診断書の曖昧さが明らかになっていき、ひいては医師の過失が推定できるに至ったケースがあります）。

さらに納得出来ない場合ですが、診療経過を日



時の順に良く整理して（私たちはこれを時系列表といいます）、出来れば、弁護士に相談してみましょう。最近、カルテ開示制度が進み（この制度 자체は、ある意味で「知る権利」の実現でもあります）、患者さん（その遺族）がカルテ開示してもらってから、ご相談に見えるケースが増えてますが、はたして、その開示カルテは改ざんされてはいないでしょうか？ そのカルテ類で病院にある記録は全てなのでしょうか？ 看護記録は含まれていますか？ X腺写真等はありませんね？ レセプト（診療報酬明細書の控えのことです。病院でどのような薬品が使われたか、どのような検査が行われたかなど保険点数計算上の書類ですが、事案解説に大いに役に立つ場合があります）も当然ありませんね？

それでは、診療の実態は明らかに出来ません。弁護士に相談すれば、弁護士は、過誤性ありと判断すれば「証拠保全」（弁護士が申し立てる裁判所の手続きで、裁判官と申立代理人弁護士が当該病院に行って、カルテ類をコピー、写真撮影等して入手する手続き）をお勧めし、依頼を受ければ、この手続きで、カルテ類を入手するのです。そして、弁護士はそのカルテ等を検討し、協力医の意見を聞くなどして過誤性を検討し、それを明らかにして救済に繋げていくのです。

6 医療と人権は2人3脚で

以上のような事を書いてきた私も（不慮の交通事故等で即死でもしなければ）、近い将来、病院の先生方のお世話になり、様々な薬を処方され、手術を受けるようになり、最終的には、病院（あるいは施設等）で最後を迎えることになることからは逃れようもありません。だからこそ、自分

でも出来るだけ正確な医療の知識を身につけ、医療関係者にはよりよき医療を求め、十分なインフォームドコンセント、即ち、治療についてよく説明を受けた上で「自己決定」し、医療関係者に具体的な治療をお願いしたいと思っています。

今、私が担当している医療過誤事件についても、個別被害の救済は当然として、これからは当該医療機関に「よりよき医療」を実現していって欲しい、という思いで取り組んでいます。そして、その過程では、医療被害者（その遺族の方々）と弁護士との2人3脚が不可欠です。この2人3脚がうまくいった時にこそ、よりよい解決ができるて来たな、と実感しています。

ここで、翻れば、元々医療とは患者さんの持っている自然治癒力をいかに医療関係者が上手く引き出して恢復させていくか、の過程だと思います。そこでは、やはり患者さんと医療関係者、特に医師の先生方との2人3脚が不可欠だと思います。医療技術や知識の習得は当然の前提として、医療関係者には、患者の臓器を見るだけではなく患者さんを一人の人間として、人権の主体として、接し

ていただきたいと考える次第です。そこから、丁寧なインフォームドコンセント、手術のあの丁寧なケアなどが当然出てくるのではないでしょうか。

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・最大の尊重を必要とする」（憲法13条）。患者さんたちが個人として尊重されることを切に願ってやみません。



箱根 仙石原

2005年人権擁護委員会の活動と課題



横浜弁護士会人権擁護委員会 委員長

福 田 護



「人権」とこれからの弁護士

—人権擁護活動会規の制定—

弁護士が増え、多くの分野に進出する。それはもしかしたら、「弁護士と人権」にとって、受難の時代になりかねません。

弁護士法1条1項には「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定されています。しかし、弁護士が3倍にも4倍にも増加したとき、そして弁護士が企業内や行政内や、あるいは裁判所や法科大学院等であっても、多様な地位や業務に就くようになったとき、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」は、それら

弁護士の共通の「使命」、実践課題として、どこまで現実に共有し続けることができるのでしょうか。「人権」はどこまで、弁護士の共通理念、アイデンティティとして生き続けることができるのでしょうか。

なりゆきに任せておけば、「弁護士にとっての人権」はどんどん拡散し、希薄化し、一部の弁護士だけが「人権、人権」と騒いでいる、そんな時代が、遠からず来てしまいそうな気がします。しかしそれはやはり、余りに寂しいことです。「法」はやはり、「権利」であり「正義」である、弁護士はどこでどのような立場にあっても、その扱い手である、そうありたいものです。

ところで、そのことを意識的に追及し、全弁護士にそのための共通の場を提供して、人権と正義を弁護士の結集軸としていく役割を果たしうるのは、おそらく弁護士会しかないので。とくに現下の司法改革の激流の中で、弁護士と弁護士会は、このことを明確な指針として高く掲げ、堅持するための努力を、格段に強く求められているのではないかと思うのです。

本年2月24日の横浜弁護士会臨時総会において、従来の「人権擁護委員会規則」に代えて、「横浜弁護士会人権擁護活動に関する会規」が制定されました。会規は、横浜弁護士会として「人権擁護活動を積極的に推進するための体制の基本を定める」ものとし、会員全員の使命と人権擁護活動への参加・協力を定め、その体制のもとでの人権擁護委員会の職務を定めています。

ともかく手がかりはできたと思います。これを今後どう内実化していくか、人権擁護委員会と各年の理事者の努力にかかっているということになります。

憲法と平和主義の岐路に立って

昨年、当委員会からの提起により、横浜弁護士会として、5月26日に「有事関連7法案等に関する会長談話」が、12月9日には「自衛隊のイラク派遣期間延長問題に関する会長声明」が、それぞれ発表されました。前者は、武力攻撃事態法の下での国民保護法、特定公共施設等利用法などについて、国民的議論が極めて不十分であるとして拙速な制定に反対したものです。また後者は、イラク特別措置法の「基本計画」で定めた1年の自衛隊イラク派遣期間が到来するに当たって、その延長の閣議決定がなされた当日の会長声明で、イラクの危険な状況は到底「非戦闘地域」とは思われず、「武力の行使」に発展してしまう危険を指摘し、次のように述べています。

「当会は、我が国的基本的な針路と憲法体制の根幹を左右しかねない現在の岐路に当たり、政府が選択を誤って取り返しのつかない事態に陥ることを真に危惧し、現状の下で自衛隊の派遣期間を延長することに反対することを表明するとともに、今後の自衛隊の速やかな撤退を求め、これについて国会及び国民全体で徹底した議論を再度尽くして、慎重かつ冷静に、わが国及び憲法の平和

主義の現状と将来を見極めるべきことを強く訴えるものである。」

この声明は、現在の状況下でもそのまま当てはまるでしょう。

委員会は、本年も引き続き、憲法問題を活動の重要課題として設定し、昨年スタートした「憲法問題検討チーム」を今年度から「憲法改正問題検討部会」として位置付けることとし、今後とも委員以外の会員にも自主的参加を呼びかけていくことにしました。

そしてこの部会が企画して、4月11日には、日弁連憲法委員会事務局長菅沼一王弁護士を講師に、市民にも参加を呼びかけて、「緊急学習会～憲法改正論議はここまで進んでいる」を開催しました。さらに、11月の日弁連人権擁護大会のシンポジウム第1分科会が憲法をテーマに行われることになり、その単位会でのプレシンポジウムを企画していたところ、今年度は、当会の「弁護士フェスタ」の開催日が10月2日に早まり、しかもそのメインテーマとして憲法問題を取り上げることになって、その準備はフェスタ実行委員会を中心に行われますが、この部会もそのバックアップ活動を行ってきました。

また、基地問題調査研究部会も、憲法問題について共同して活動を進めてきましたが、とくにこの部会から、弁護士が市民と意見交換をし、憲法



の重要性を訴える場を積極的に作っていくべきことが提起され、7月末から「憲法出前講師派遣制度」の発足にこぎ着けました。そのために講師用の参考レジメを約半年かかりで作成し、また、人権擁護委員に限らず会員全員に呼びかけて約50人の講

師陣を整えました。ただ、宣伝が不十分なためか、市民からの講演の申込みは今のところまだ多くない状況です。

いずれにしても、憲法をめぐる課題の重要性は、ますます高まっていきそうです。

人権救済申立事件の状況

本年も、人権救済申立事件の増加傾向は続いています。

申立て件数は、2004年度も合計47件に達し（2003年度は48件）、10年前に比べると約3倍で、全国的にみてもかなり多い方に属します。そのうち刑務所・拘置所からの申立てが相変わらず多く、約半分を占めますが、刑務所等以外からの申立ても相当増加しています。

なお、刑務所の処遇が社会問題化する中で、本年5月25日「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立・公布され、1年内に施行される予定です。これによって、個別処遇の充実、医療の充実、懲罰制度の整備・合理化、外部との面会や電話を含む通信の拡大、苦情申立制度の創設、市民・専門家による刑事施設視察委員会による視察や意見その他、抜本的な改革がなされるはずで、その法律の現実の運用を、真に実のあるものにしていくことが肝要です。弁護士会もそのために、さらなる努力が必要となります。

人権救済申立の増加等のこのような状況は、弁護士会の人権擁護・救済活動への期待がそれだけ増大していることを示していると考えられ、弁護士会はこれに十分に応えるだけの体制をとるべきことが社会的に要請されているわけです。人権擁護委員会としても、4月から委員を70人に増員し、この5月には「人権救済事件処理マニュアル」を完成させるなどの努力をしてきていますが、さらなる活動の充実が必要な状況です。

なお、昨年9月に勧告を出して以降、この約1年は新しい勧告等がありませんでした。

各部会の活動状況

当委員会には、現在6つの部会があり、それぞれの課題に活発に取り組んでいます。

「両性の平等に関する部会」は、横浜弁護士会におけるDV問題とその事件対処の実務の中心を担

っていますが、近時の事件増大に対する体制の強化拡充が大きな課題となっています。また現在、離婚調停のあり方について活発な議論をしたり、子どもの権利委員会の虐待問題部会との共同の活動を始めて、離婚後の子どもとの面接交渉のあり方などを研究中です。他方対内的には、弁護士自身の男女共同参画社会作りの問題と言えましょうが、弁護士の出産・育児に対する弁護士会内のサポート体制の問題に取り組んでおり、具体的には、会員の出産育児期間の会費免除、委員会活動その他の会務の免除、業務中の保育支援体制等を検討し、弁護士会に対する提言をめざしています。

「基地問題調査研究部会」は、憲法改正問題に関連して前記のように憲法の出前講師派遣制度の発足を実現したほか、有事法制問題に継続的に取り組んでおり、政府が国民保護基本指針を策定し、都道府県の国民保護計画が2005年度中に作成すべきこととされている状況の下、今年も神奈川県の担当部署である防災課との意見交換を行っています。そのほか、東京弁護士会及び沖縄県弁護士会の人権擁護委員会と米軍基地・地位協定問題について交流を重ねてきています。

「外国人の人権に関する部会」は、神奈川大学国際人権センターが学生のリーガル・クリニックの一環として行う国際人権相談（外国人の人権問題等）への協力要請を受けて、その対応体制作りを行ってきたほか、涉外家事問題や入管実務の会員向け研修会を企画する等の活動を行っています。また、茨城県牛久市にある東日本入国管理センターの法律相談体制作りを、関東弁護士会連合会の活動の一環として担ってきています。

「医療と人権部会」は、医療事故事件処理にとどまらない医療に関する法律問題を追及すべく、現在、神奈川県内の特徴的な医療事故を素材に問題点の明確化などの調査研究をし、あるいは、医療分野における個人情報保護の問題を取り上げるなどの活動を継続しています。

「働く人の権利に関する部会」は、来年4月から実施される新たな制度である労働審判制度の立ち上げ準備に追われています。昨年11月26日には全国に先がけて同制度の研修会を開催し、裁判所や労働組合・使用者団体にも参加を呼びかけ、約100名の参加を得て盛況でした。さらに、当会と横浜地方裁判所との協議会が去る5月から継続的に始められ、その労働側弁護士のメンバー4人はこの部会

のメンバーですが、部会としてはいま、その協議会の進行をにらみながら、労働審判制度に具体的な事件を当てはめたら実際にどうなるかを、模擬審判として実施することで明らかにしようと、そのシナリオ作りに集中しています。

「憲法改正問題検討部会」の最近の活動内容は既に述べたとおりで、当面「弁護士フェスタ」の成功に向けて取組みを強化していますが、今後大きなヤマ場を迎えるであろう政党や政府の憲法問題に関する動きを注視しながら、会内論議を活発化させつつ、まさに「基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする」弁護士の集団として、市民に向けた情報発信その他の諸活動を展開していくことになると思います。



編集後記



今年も引き続い『人権かながわ』の編集を担当しております。

今年は、弁護士フェスタの開催が2ヶ月も早まり、編集担当にとっても辛いことでしたが、執筆者の方々には、めちゃくちゃな締め切りの設定をしてしまいました。

紙面を借りてあらためてお詫び申し上げます。

今年の人権かながわは、憲法問題を中心テーマです。

選挙よりも前には政治課題になっていたはずの、『憲法改正』も、サラリーマンをターゲットにした『大増税』も争点にならないという摩訶不思議な総選挙が終わると、自民党を中心に憲法改正が政治課題となるという、ほぼ選挙前に予想したとおりの展開となっています。

しかし、私自身も含め、国民は、憲法改正論議のバックグラウンドというか、判断の基礎として知っておくべきことをよくわかっていないのではないかでしょうか。

情報を私たちがきちんと検証することなく、作られた時代の気分によって、物事がどんどん変えられてゆく今の状況は、非常に危ういということを痛感します。

去年はイラクへの自衛隊派遣の問題と絡めて、

憲法9条と平和問題を主テーマとしたのですが、今年はもっと広い視点で憲法問題を取り上げることにしました。

今や時の人で、多忙を極めておられる高橋哲哉教授の寄稿をはじめ、非常に面白い記事になったのではないかとひそかに自画自賛していますが、ご感想はいかがでしょうか。

また、当会の若林律夫会員と海野委員からは、素敵な風景写真を数多く提供していただきましたので、それを使わせていただいております。多謝！

なお、原爆ドームの写真だけは、私が先日郷里の広島で撮ってきたものです。

私が高校を卒業するまで、毎日の通学路で眺めていた景色です。

去年、私は、「他国の人たちに誇ることができる平和憲法を守り、育ててゆくのは、私たちの後世に対する義務なのだ！」と書きましたが、時代は逆の方向に進みつつあります。

武力で紛争を解決するというやり方を克服しなければ、悲惨な戦禍が繰り返されることになる、原爆ドームがそのことを訴えかけている気がします。

(編集チーム代表 折本和司)